

令和2年第2回定例会（9月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和2年9月17日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和2年度9月補正予算に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 オンライン研修環境整備事業について (人事課)
- 資料3 税務総合システムの改修について (税務課)

【議案関係】

- 資料4 「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第168号） (人事課)
- 資料5 「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第169号） (税務課)

資料 1 (予算関係)

令和 2 年 9 月 1 7 日
財 政 課

令和 2 年 度 9 月 補 正 予 算
に 関 す る 説 明 資 料

(議 案 第 1 6 4 号)

令和2年度9月補正予算 主要な歳入増減調書

(單位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地方特例交付金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金	1,815	土木費負担金 1,815 (437,607 → 439,422)	
8 使用料及び手数料			
9 国 庫 支 出 金	6,073,547	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,764,271 (5,734,345 → 11,498,616) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 108,969 (17,713,880 → 17,822,849)	地方創生推進交付金 △ 118,916 (541,166 → 422,250) 短期訓練費 △ 62,964 (412,508 → 349,544) 地域経済循環創造事業交付金 △ 20,000 (32,500 → 12,500) 文化芸術振興費 △ 19,500 (30,000 → 10,500)
10 財 産 収 入			
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	△ 18,331	地域医療介護総合確保基金繰入金 65,690 (2,056,791 → 2,122,481) 森林環境譲与税基金繰入金 18,566 (122,549 → 141,115)	農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 51,733 (1,528,182 → 1,476,449) 芸術文化振興基金繰入金 △ 23,735 (62,880 → 39,145) 秋田県森と緑の森づくり基金繰入金 △ 12,092 (493,532 → 481,440) 産業廃棄物対策基金繰入金 △ 10,343 (225,798 → 215,455)
13 繰 越 金	898,798	前年度繰越金 898,798 (1,414,392 → 2,313,190)	
14 諸 収 入	17,060,173	果制度資金貸付金元利収入 16,829,986 (68,481,821 → 85,311,807)	市町村職員研修受託事業収入 △ 7,472 (13,758 → 6,286)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
15 県 債	759,400	土木河川等整備事業費 249,300 (2,379,500 → 2,628,800) 高等学校整備事業費 188,000 (2,988,600 → 3,176,600) 土木自然災害防止事業費 110,000 (4,470,300 → 4,580,300)	
合 計	24,775,402	653,437,621→678,213,023	

令和２年度９月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	△ 13,745	県議会会議システム整備費 22,350 (0 → 22,350)	議会活動費 △ 36,095 (226,141 → 190,046)
2 総 務 費	72,120	県有建築物大規模修繕事業 126,759 (697,156 → 823,915) デジタルガバメント総合推進事業 107,634 (90,023 → 197,657) 徴収取扱費 79,522 (2,096,766 → 2,176,288) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策地域交通支援事業 45,011 (0 → 45,011) 三セク鉄道誘客拡大施設整備事業 24,630 (0 → 24,630)	体育大会派遣費 △ 164,199 (179,029 → 14,830) 「東京オリ・パラ」あきたの文化発信事業 △ 39,235 (62,112 → 22,877) 2020プロジェクト推進事業 △ 38,038 (48,316 → 10,278) バドミントンマスターズ大会開催支援事業 △ 35,849 (39,989 → 4,140)
3 民 生 費	1,197,051	地域支援事業交付金 774,933 (851,048 → 1,625,981) 地域介護福祉施設等整備事業 199,760 (907,315 → 1,107,075) 老人福祉総合エリア改修事業 107,347 (29,352 → 136,699)	障害者スポーツ振興事業 △ 26,522 (47,890 → 21,368) 元気で明るい長寿社会づくり事業 △ 3,822 (44,803 → 40,981) 子ども虐待防止対策事業 △ 2,122 (11,567 → 9,445)
4 衛 生 費	917,391	新興感染症対策事業 408,552 (4,940,272 → 5,348,824) 災害医療体制整備事業 144,150 (3,335,200 → 3,479,350) 医療提供体制整備費補助事業 137,220 (13,488 → 150,708)	環境活動推進事業 △ 7,688 (25,500 → 17,812) 動物にやさしい秋田推進事業 △ 3,000 (16,203 → 13,203) 難病等医療費助成事業 △ 2,523 (1,367,070 → 1,364,547)
5 労 働 費	627,034	雇用維持支援金給付事業 694,224 (0 → 694,224)	職業能力開発支援事業 △ 63,765 (586,898 → 523,133)
6 農 林 水 産 業 費	1,837,532	秋田米生産・販売体制緊急支援事業 435,427 (0 → 435,427) 経営力強化緊急支援事業 300,000 (0 → 300,000) 畜舎等整備緊急対策事業 254,765 (0 → 254,765) 施設・設備整備費 175,798 (31,658 → 207,456) 漁業経営継続緊急支援事業 140,994 (0 → 140,994)	農産物グローバルマーケティング推進事業 △ 16,881 (1,313,120 → 1,296,239) 秋田県水と緑の森づくり推進事業 △ 12,092 (75,127 → 63,035) 比内地鶏大規模モデル経営体育成事業 △ 11,817 (11,817 → 0)
7 商 工 費	18,341,904	経営安定資金貸付事業 17,078,987 (51,081,526 → 68,160,513) 観光による消費拡大緊急対策事業 515,103 (1,806,776 → 2,321,879) 観光施設魅力向上事業 488,544 (212,787 → 701,331) 宿泊施設経営革新支援事業 108,679 (51,600 → 160,279) 新型コロナウイルス感染拡大防止職場環境整備事業 100,000 (0 → 100,000)	企業立地促進事業 △ 170,000 (1,978,284 → 1,808,284) 秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 △ 30,900 (2,298,960 → 2,268,060) 重点市場におけるＦＩＴ誘客プロモーション事業 △ 26,119 (216,980 → 190,861) 戦略産業人材獲得支援事業 △ 22,757 (54,394 → 31,637)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
8 土 木 費	715,889	県単河川等環境維持修繕事業 277,000 (1,709,690 → 1,986,690) 県単道路維持修繕事業 230,000 (1,114,677 → 1,344,677) 県単道路補修事業 120,000 (4,224,000 → 4,344,000)	「秋田港クルーズ」まちづくり拠点形成事業 △ 78,671 (87,578 → 8,907) 環日本海クルーズ推進事業 △ 1,444 (35,069 → 33,625)
9 警 察 費	6,399	ヘリコプター維持管理事業 6,027 (107,649 → 113,676) 新型コロナウイルス感染症対策事業 1,210 (160,763 → 161,973)	警察情報ネットワーク事業 △ 597 (237,418 → 236,821) サイバーセキュリティ戦略推進事業 △ 134 (2,431 → 2,297)
10 教 育 費	924,407	県立学校施設等安全対策事業 565,700 (0 → 565,700) 能代科学技術高等学校整備事業 208,881 (1,799,455 → 2,008,336) 高等学校学習環境等整備事業 72,900 (600,876 → 673,776) 教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業 41,250 (148,533 → 189,783)	A K I T A 英語コミュニケーション能力強化事業 △ 12,687 (141,207 → 128,520) 秋田県甘肅省文化交流事業－甘肅省博物館秋田文化展－ △ 6,300 (6,300 → 0) 体育連盟補助金 △ 2,165 (9,880 → 7,715)
11 災 害 復 旧 費	149,420	災害査定調査事業 149,420 (100,000 → 249,420)	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	24,775,402	653,437,621→678,213,023	

令和２年度９月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分		増 減 額	増 額 内 訳			減 額 内 訳		
1	人 件 費	△ 1,539				会計年度任用職員人件費等 △ 1,539 (4,020,139 → 4,018,600)		
2	物 件 費	1,914,047	県立学校施設等安全対策事業 565,700 (0 → 565,700) 観光による消費拡大緊急対策事業 515,103 (1,806,776 → 2,321,879) 新興感染症対策事業 295,769 (966,877 → 1,262,646) デジタルガバメント総合推進事業 107,634 (89,899 → 197,533) 森林情報利活用ステップアップ事業 100,000 (14,924 → 114,924)			「秋田港クルーズ」まちづくり拠点形成事業 △ 78,671 (87,578 → 8,907) 職業能力開発支援事業 △ 63,175 (393,384 → 330,209) 重点市場におけるＦＩＴ誘客プロモーション事業 △ 26,039 (214,147 → 188,108) 障害者スポーツ振興事業 △ 24,332 (25,203 → 871)		
3 その他の行政経費	扶 助 費							
	補 助 費 等	2,436,275	地域支援事業交付金 774,933 (851,048 → 1,625,981) 雇用維持支援金給付事業 690,000 (0 → 690,000) 経営安定資金貸付事業 249,001 (899,989 → 1,148,990) 災害医療体制整備事業 144,150 (2,899,749 → 3,043,899) 食肉・食鳥処理施設緊急環境整備事業 138,525 (0 → 138,525)			体育大会派遣費 △ 155,070 (166,867 → 10,797) 宿泊施設経営革新支援事業 △ 51,100 (51,140 → 40) 「東京オリ・パラ」あきたの文化発信事業 △ 39,235 (48,065 → 8,830) 2020プロジェクト推進事業 △ 36,500 (44,599 → 8,099)		
	積 立 金							
	投資及び出資金							
	貸 付 金	16,829,986	経営安定資金貸付事業 16,829,986 (50,181,537 → 67,011,523)					
4	維持修繕費							
5	補助投資事業費	2,535,074	秋田米生産・販売体制緊急支援事業 408,298 (0 → 408,298) 観光施設魅力向上事業 401,600 (0 → 401,600) 経営力強化緊急支援事業 297,500 (0 → 297,500) 地域介護福祉施設等整備事業 185,760 (422,683 → 608,443) 宿泊施設経営革新支援事業 160,000 (0 → 160,000)					

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
6 単 独 投 資 事 業 費	912,329	県単河川等環境維持修繕事業 277,000 (1,083,390 → 1,360,390) 県単道路維持修繕事業 230,000 (0 → 230,000) 能代科学技術高等学校整備事業 208,881 (1,799,455 → 2,008,336) 県有建築物大規模修繕事業 126,759 (678,890 → 805,649)	企業立地促進事業 △ 170,000 (1,978,284 → 1,808,284) 本社機能等移転促進事業 △ 10,000 (82,400 → 72,400) はばたく中小企業投資促進事業 △ 7,411 (114,290 → 106,879)
7 補助災害復旧事業費			
8 単独災害復旧事業費	149,420	災害査定調査事業 149,420 (100,000 → 249,420)	
9 国直轄事業負担金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金	△ 190		中小企業設備導入助成資金特別会計繰出金 △ 190 (15,726 → 15,536)
合 計	24,775,402	653,437,621→678,213,023	

オンライン研修環境整備事業について

令和 2 年 9 月 1 7 日

人 事 課

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、自治研修所が研修を実施するに当たって感染の拡大を防止するため、オンライン研修を可能とする環境整備を行う。

2 事業内容

首都圏など感染拡大地域にいる講師とオンラインによる双方向型の研修を可能とするため、自治研修所に光ケーブル回線を敷設するとともにオンライン研修用端末を配備する。

3 補正予算額 3, 0 3 3 千円 (国 3, 0 3 3 千円)

内 訳 :	役務費 (光ケーブル敷設等)	6 5 1 千円
	備品購入費 (ノート P C 1 5 台の購入)	2, 3 8 2 千円
	※国費は、地方創生臨時交付金を活用予定	

税務総合システムの改修について

令和 2 年 9 月 1 7 日

税 務 課

1 事業の目的

令和 2 年度税制改正に対応するため、税務総合システムに改正内容に関する処理を追加する等の改修を委託する。

2 事業内容

補正予算額：79,522 千円

委 託 先：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現行システム開発業者）

改 修 目 的：電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し、還付加算金・延滞金の割合の引下げ等の制度への対応

作 業 内 容：システムの様々なプログラム（画面追加・帳票追加・電子申告データ連携等）の作成作業、プログラム作成後の動作テストの実施

積 算 内 訳：62,000円×1,166人日 = 72,292,000円

消費税（10%） 7,229,200円

合 計 79,521,200円 ≒ 79,522 千円

改修経費	当初予算額	→	所要額	補正額
	20,323		99,845	79,522

改修スケジュール：令和 2 年 1 0 月から令和 3 年 3 月まで

- ① 電気供給業課税対象法人の申告が令和 3 年 4 月から始まるため、今年度中にシステム改修を完了する。
- ② 還付加算金・延滞金の割合の引下げは、令和 3 年 1 月より開始されるため、今年中にシステム改修を完了する。

「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例案」について (議案第 168 号)

令和 2 年 9 月 17 日
人 事 課

1 改正理由

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和 2 年政令第 217 号) による地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) の一部改正により、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害を賠償する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の負担額を、一会計年度の給与の 4 年分から 2 年分に変更する。

3 施行期日

- (1) この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行することとする。
- (2) 漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成 30 年法律第 95 号) の規定により令和 3 年 3 月 31 日まで任期を延長するものとされた委員の損害の賠償に係る負担額は、従前どおり一会計年度の給与の 4 年分とする。

〔参考 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の内容〕

知事又は職員の県に対する損害を賠償する責任を、知事又は職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事又は職員が賠償の責任を負う額から、給与の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次の区分に応じ、次に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせることとする。

- (1) 知事 6
- (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 (※) 4
※ (2) から (3) に変更
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員若しくは内水面漁場管理委員会の委員又は警察本部長 2
- (4) (2) 及び (3) 以外の職員 1

損害賠償額	－	負担額 (一会計年度の給与 × 乗数)	=	免責額
-------	---	---------------------	---	-----

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、知事又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 (一) 略 (二) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 四 (三) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員又は内水面漁場管理委員会の委員 二 (四) 略 二 略	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、知事又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四條第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として規則で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 (一) 略 (二) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四 (三) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員 二 (四) 略 二 略

「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 169 号）

令和 2 年 9 月 17 日
税 務 課

1 改正理由

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号）による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 引用している地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の条項を改めることとする。（第 1 条関係）
- (2) 引用している地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の題名を改めることとする。（第 1 条関係）

3 施行期日

この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第一条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第二項第一号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）における同法第二条第一項に規定する地域経済牽引事業の促進により地域の成長発展の基盤強化に資するため、同法第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。以下「省令」という。）第二条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を促進区域内に設置した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第二項第一号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）における同法第二条第一項に規定する地域経済牽引事業の促進により地域の成長発展の基盤強化に資するため、同法第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。以下「省令」という。）第二条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を促進区域内に設置した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。